| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|
| **7-18　大型特殊自動車等の制動装置** | **8-18　大型特殊自動車等の制動装置** |
| **7-18-1　装備要件** | **8-18-1　装備要件** |
| 大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車（7-19 に規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-18-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。<br>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては、7-18-2 の基準に適合する 1 系統の制動装置を備えればよい。（保安基準第 12 条第 1 項関係） | 大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車（8-19 に規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、8-18-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。<br>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては、8-18-2 の基準に適合する 1 系統の制動装置を備えればよい。（保安基準第 12 条第 1 項関係） |
| **7-18-2　性能要件** | **8-18-2　性能要件（視認等による審査）** |
| **7-18-2-1　視認等による審査** | |
| (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係） | (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係） |
| (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。<br>ただし、①、④、⑦及び⑨の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。（細目告示第 15 条第 5 項関係、細目告示第 93 条第 5 項関係） | (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。<br>ただし、③、⑥及び⑧の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。（細目告示第 171 条第 5 項関係） |
| ① 独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。（細目告示第 93 条第 5 項第 1 号関係） | |
| ② 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 93 条第 5 項第 1 号関係） | ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 171 条第 5 項第 1 号関係） |
| ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの | ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの |
| イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ若しくは空気漏れがあるもの又は他の部分との接触により液漏れ若しくは空気漏れが生じるおそれがあるもの | イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの |
| ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルの連結部に緩みがあるもの | ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの |
| | エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの |
| | オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの |
| エ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの | カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの |
| オ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの | キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの |
| カ ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代 | ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代 |

| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|
| のないもの<br>キ　ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの<br>ク　アからキに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの | のないもの<br>ケ　ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの<br>コ　アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの |
| ③　制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。<br>なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第93条第5項第2号関係） | ②　制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。<br>なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第171条第5項第1号関係） |
| ④　主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。<br>この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。（細目告示第93条第5項第3号関係） | ③　主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。<br>この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。（細目告示第171条第5項第2号関係） |
| ⑤　主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。<br>この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては300N以下とする。 | ④　主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。<br>この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては300N以下とする。（細目告示第171条第5項第3号） |

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 20以上35未満 | 20 | 5以下 |
| 20未満 | その最高速度 | 5以下 |

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 20以上35未満 | 20 | 5以下 |
| 20未満 | その最高速度 | 5以下 |

| | |
|---|---|
| なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第93条第5項第4号） | なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第171条第5項第1号関係） |
| ⑥　制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。<br>この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては500N以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。 | ⑤　制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。<br>この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては500N以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第171条第5項第5号） |
| なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第93条第5項第6号） | なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。（細目告示第171条第5項第1号関係） |
| ⑦　液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（ブレーキ配管のうち1車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、2以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 | ⑥　液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（ブレーキ配管のうち1車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、2以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 |

| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|
| ただし、非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。（細目告示第93条第5項第9号） | ただし、非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。（細目告示第171条第5項第8号関係） |
| ⑧　空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。<br>ただし、その圧力が零となった場合においても⑤に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。（細目告示第93条第5項第10号関係） | ⑦　空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。<br>ただし、その圧力が零となった場合においても④に定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。（細目告示第171条第5項第9号関係） |
| ⑨　車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものに限る。）を備えたものであること。（細目告示第93条第5項第11号関係） | ⑧　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車（車両総重量が7tを超える牽引自動車に限る。）にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第171条第5項第10号関係） |
| **7-18-2-2　書面等による審査**<br>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) から (4) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条関係、細目告示第93条第1項及び第5項関係）<br>(2) 制動装置は、細目告示別添14「制動液漏れ警報装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第93条第5項関係）<br>(3) 主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。<br>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度25km/h未満の自動車及び非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。（細目告示第93条第5項第5号関係）<br>(4) 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において7-18-2-1 (2) ⑥の基準に適合すること。（細目告示第93条第5項第7号関係）<br>(5) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。 | (3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。 |
| **7-18-3　欠番** | **8-18-3　欠番**<br>**8-18-4　適用関係の整理**<br>7-18-4の規定を適用する。<br>この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 |
| **7-18-4　適用関係の整理**<br>(1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については7-18-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第3項第1号、第4項関係）<br>(2) 昭和38年10月14日以前に製作された自動車については7-18-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第3項第2号関係）<br>(3) 昭和43年7月31日以前に製作された自動車については7-18-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第2項第2号関係）<br>(4) 昭和45年5月31日以前に製作された自動車については7-18-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示 | |

| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|

第9条第2項第3号関係）

(5) 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については7-18-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第3項第3号、第4号関係）

(6) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については7-18-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第2項第4号、第5号及び第3項第5号関係）

(7) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については7-18-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第2項第7号関係）

(8) 次に掲げる自動車については、7-18-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。

① 平成3年9月30日（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあっては、平成4年3月31日）以前に製作された自動車（適用関係告示第9条第2項第8号関係）

② 平成7年8月31日以前に製作された車両総重量が13t以下の牽引自動車（適用関係告示第9条第2項第9号関係）

(9) 平成12年6月30日以前に製作された7-15の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限り、平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）については7-18-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第3項第7号関係）

(10) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については7-18-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第1項第4号関係）

**7-18-5　従前規定の適用①**

昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第3項第1号、第4項関係）

**7-18-5-1　装備要件**

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

ただし、大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1③の基準に適合することを要しない。

また、車両総重量2t未満の自動車（乗車定員10人未満の旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあっては、これを1系統とすることができる。

**7-18-5-2　性能要件**

**7-18-5-2-1　視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、③の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。

① 制動装置は、7-15-7-2-1①の基準に適合すること。

② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

③ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。

この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

④ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。

この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては1200N以下、手動式のものにあっては300N以下とする。

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 25以上35未満 | 25 | 10以下 |
| 15以上25未満 | 15 | 5以下 |
| 15未満 | その最高速度 | 5以下 |

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑤ 制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、停止状態に保持できる性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

**7-18-5-2-2　書面等による審査**

7-18-7-2-2に同じ。

**7-18-6　従前規定の適用②**

昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第3項第2号関係）

**7-18-6-1　装備要件**

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|

ただし、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1③の基準に適合することを要しない。

また、車両総重量 2t 未満の自動車にあっては、これを 1 系統とすることができる。

**7-18-6-2　性能要件**

**7-18-6-2-1　視認等による審査**

7-18-8-2-1 に同じ。

**7-18-6-2-2　書面等による審査**

7-18-7-2-2 に同じ。

**7-18-7　従前規定の適用③**

昭和 43 年 7 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 2 項第 2 号関係）

**7-18-7-1　装備要件**

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1③の基準に適合することを要しない。

また、車両総重量 2t 未満の自動車にあっては、これを 1 系統とすることができる。

**7-18-7-2　性能要件**

**7-18-7-2-1　視認等による審査**

7-18-8-2-1 に同じ。

**7-18-7-2-2　書面等による審査**

(1) 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において 7-18-9-2-1⑤の基準に適合すること。

(2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

**7-18-8　従前規定の適用④**

昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 2 項第 3 号関係）

**7-18-8-1　装備要件**

7-18-9-1 に同じ。

**7-18-8-2　性能要件**

**7-18-8-2-1　視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、③の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。

① 制動装置は、7-15-7-2-1①の基準に適合すること。

② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

③ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。

この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

④ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。

この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては 1200N 以下、手動式のものにあっては 300N 以下とする。

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|
| 80 以上 | 50 | 22 以下 |
| 35 以上 80 未満 | 35 | 14 以下 |
| 20 以上 35 未満 | 20 | 5 以下 |
| 20 未満 | その最高速度 | 5 以下 |

なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑤ 制動装置（制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した 5 分の 1 こう配の舗装路面で、停止状態に保持できる性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて 9-3 の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

**7-18-8-2-2　書面等による審査**

7-18-10-2-2 に同じ。

**7-18-9　従前規定の適用⑤**

昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 3 項第 3 号、第 4 号関係）

| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|

**7-18-9-1　装備要件**

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1③及び7-18-10-2-2（1）①の基準に適合することを要しない。

また、車両総重量2t未満の自動車にあっては、これを1系統とすることができる。

**7-18-9-2　性能要件**

**7-18-9-2-1　視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、③の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。

① 制動装置は、7-15-7-2-1①の基準に適合すること。

② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

③ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。

この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

④ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。

この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては1200N以下、手動式のものにあっては300N以下とする。

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 20以上35未満 | 20 | 5以下 |
| 20未満 | その最高速度 | 5以下 |

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑤ 制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、停止状態に保持できる性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑥ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。

ただし、その圧力が零となった場合においても7-18-14-2-1④の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

**7-18-9-2-2　書面等による審査**

7-18-10-2-2に同じ。

**7-18-10　従前規定の適用⑥**

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第2項第4号、第5号及び第3項第5号関係）

**7-18-10-1　装備要件**

7-18-14-1に同じ。

**7-18-10-2　性能要件**

**7-18-10-2-1　視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、③の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。

① 制動装置は、7-15-7-2-1①の基準に適合すること。

② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

③ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。

この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

④ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。

この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては1200N以下、手動式のものにあっては300N以下とする。

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 20以上35未満 | 20 | 5以下 |
| 20未満 | その最高速度 | 5以下 |

| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑤　制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑥　空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。

ただし、その圧力が零となった場合においても7-18-14-2-1④の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

**7-18-10-2-2　書面等による審査**

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

①　貨物の運送の用に供する普通自動車（最高速度20km/h未満の自動車を除く。）であって車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のもの及び乗車定員30人以上の普通自動車の主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。

ただし、非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。

②　牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において7-18-10-2-1⑤の基準に適合すること。

(2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

**7-18-11　従前規定の適用⑦**

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第7号関係)

**7-18-11-1　装備要件**

7-18-14-1に同じ。

**7-18-11-2　性能要件**

**7-18-11-2-1　視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、③の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。

①　制動装置は、7-15-7-2-1①の基準に適合すること。

②　制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

③　主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。

この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

④　主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。

この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては300N以下とする。

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 20以上35未満 | 20 | 5以下 |
| 20未満 | その最高速度 | 5以下 |

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑤　制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。

この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては500N以下とする。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑥　空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。

ただし、その圧力が零となった場合においても7-18-14-2-1④の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

**7-18-11-2-2　書面等による審査**

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

①　主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。

| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|

ただし、非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。

② 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において7-18-14-2-1⑤の基準に適合すること。

(2) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

**7-18-12　従前規定の適用⑧**

①及び②に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。

① 平成3年9月30日（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあっては、平成4年3月31日）以前に製作された自動車（適用関係告示第9条第2項第8号関係）

② 平成7年8月31日以前に製作された車両総重量が13t以下の牽引自動車（適用関係告示第9条第2項第9号関係）

**7-18-12-1　装備要件**

7-18-14-1に同じ。

**7-18-12-2　性能要件**

**7-18-12-2-1　視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、③の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。

① 制動装置は、7-15-7-2-1①の基準に適合すること。

② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

③ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。

この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

④ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。

この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては300N以下とする。

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 20以上35未満 | 20 | 5以下 |
| 20未満 | その最高速度 | 5以下 |

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑤ 制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。

この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては500N以下とする。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑥ 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。

ただし、7-18-14-2-2 (2) ただし書の自動車にあっては、この限りでない。

⑦ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。

ただし、その圧力が零となった場合においても7-18-14-2-1④の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

**7-18-12-2-2　書面等による審査**

7-18-14-2-2に同じ。

**7-18-13　従前規定の適用⑨**

平成12年6月30日以前に製作された7-15の自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限り、平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第3項第7号関係）

**7-18-13-1　装備要件**

7-18-14-1に同じ。

**7-18-13-2　性能要件**

**7-18-13-2-1　視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、③の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。

| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|

① 制動装置は、7-15-7-2-1①の基準に適合すること。

② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。
なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

③ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。
この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

④ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。
この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては300N以下とする。

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 20以上35未満 | 20 | 5以下 |
| 20未満 | その最高速度 | 5以下 |

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑤ 制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。
この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては500N以下とする。
なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑥ 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。
ただし、7-18-14-2-2（2）ただし書の自動車にあっては、この限りでない。

⑦ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。
ただし、その圧力が零となった場合においても7-18-14-2-1④の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

⑧ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置及び当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。
この場合において次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。
ア　電源投入時に警告を発しないもの
イ　発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

**7-18-13-2-2　書面等による審査**

7-18-14-2-2に同じ。

**7-18-14　従前規定の適用⑩**

平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第1項第4号関係）

**7-18-14-1　装備要件**

自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。
ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-14-2-1③、⑥及び⑧並びに7-18-14-2-2（2）の基準に適合することを要しない。

**7-18-14-2　性能要件**

**7-18-14-2-1　視認等による審査**

制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
ただし、③の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。

① 制動装置は、7-15-7-2-1①の基準に適合すること。

② 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。
なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

③ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。
この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

④ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。
この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては300N以下とする。

| 最高速度（km/h） | 制動初速度（km/h） | 停止距離（m） |
|---|---|---|

| 第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） |
|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 80以上 | 50 | 22以下 |
| 35以上80未満 | 35 | 14以下 |
| 20以上35未満 | 20 | 5以下 |
| 20未満 | その最高速度 | 5以下 |

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑤　制動装置（制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。

この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては900N以下、手動式のものにあっては500N以下とする。

なお、ブレーキ・テスタを用いて9-3の基準に適合している制動装置は、この基準に適合するものとする。

⑥　液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。

ただし、7-18-14-2-2（2）ただし書の自動車にあっては、この限りでない。

⑦　空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。

ただし、その圧力が零となった場合においても④の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。

⑧　車両総重量が7tを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置及び当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。

この場合において次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

ア　電源投入時に警告を発しないもの

イ　発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

**7-18-14-2-2　書面等による審査**

(1) 制動装置は、細目告示別添14「制動液漏れ警報装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

(2) 主制動装置は、その配管（2以上の車輪への共用部分を除く。）の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。

ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度25km/h未満の自動車及び非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。

(3) 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態において7-18-14-2-1⑤の基準に適合すること。

(4) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。